

子どもたちのための幼児教育・保育の 無償化の実現に向けて

- 消費税・地方消費税 10%への引上げの協議の際に示されていなかった、今般の幼児教育・保育の無償化の実施に必要な財源については、国の責任において、全額国費で確保されたい。
- 認可外保育施設等については、子どもたちの安全が確保されることが第一であり、本来、「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に当然限定すべきである。
- 以上の2点について、国は速やかにその方針を提示されたい。

平成30年10月26日

全国市長会

会長 立谷 秀清

無償化の財源について

- 都市自治体は消費税増税に対しては、その3割が地方に配分されるということで賛成してきた。
- 10%への引上げの協議の際に示されていなかった、今般の無償化の実施に必要な財源については、地方消費税の増収分を充てるべきではない。
- **必要となる財源は、国の責任において全額国費で確保されたい。**

1. 消費税5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像

<新パッケージ公表以前の全体像のイメージ>



<新パッケージを含めた全体像のイメージ>



2. 消費税引上げに向けた協議の際の国と地方の配分 14兆円（5%⇒10%）の内訳



3. 人づくり革命（新しい経済政策パッケージ） 1.7兆円の内訳



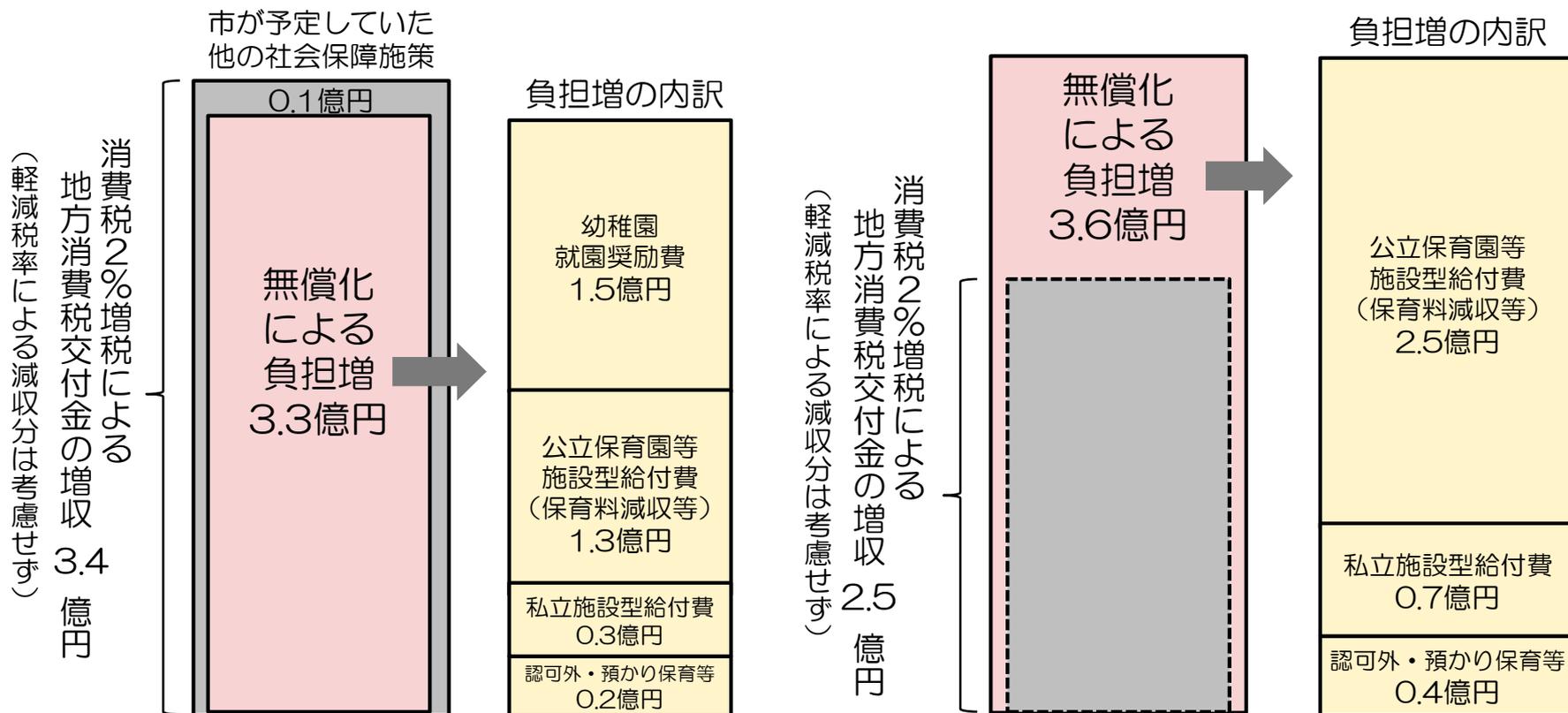
無償化の財源について(試算)

A市(税込145億円・不交付団体)

B市(税込84億円・交付団体)

税込増に合わせて市が予定していた社会保障施策の財源が、3.4億円から0.1億円まで減少

無償化による負担増が税込増の増加分を超過し1.1億円もの市の独自財源が必要



※なお、上記試算には、無償化によって見込まれる事務負担の増や需要拡大による施設整備費の増等は考慮していないため、実際の都市自治体の負担増はこれを大きく上回る。

無償化の対象施設について

- 幼児教育・保育の無償化は、子どもたちの安全が確保されることが第一。
- 指定都市・中核市を除く市町村は、認可外保育施設等に対する指導監督権限を持たないため、市民への説明責任を果たすことができない。
- 認可外保育施設等の無償化は、本来、「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に当然限定すべきである。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会「報告書」（抜粋）

【質の確保・向上】

- 認可外保育サービスの質の確保・向上を図ることは重要な課題である。
- 認可外保育施設の届出を促進し、都道府県等による指導監督を通じた質の確保・向上を図るべき。

「骨太の方針2018」（抜粋）

【認可外保育施設の無償化の対象】

認可外保育施設等のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

幼児教育・保育の現場で懸念される事項

- ① 5年間の経過措置の期間は、指導監督基準を満たさない「劣悪な」認可外保育施設等でも無償化の対象となる。
- ② 認可外保育施設等における具体的な質の確保策が明確にされていない。
- ③ 国は、検討会の報告書に基づき、認可外保育施設等の質の確保・向上に向けた取組を検討しているが、2019年10月からの実施を目指す無償化の開始には対応が間に合わない。
- ④ 無償化を目的とした「劣悪な」認可外保育施設等の新設に伴い、保育の質の劣悪化が懸念される。

保育施設の区分（イメージ）



認可保育施設

保育士
100%

認可基準（国）



認証保育所

保育士
50%以上

認証保育施設
基準（市）



指導監督基準
適合施設

認可外基準

【ソフト】 【ハード】
○ ○

保育士
1/3以上

認可外指導監督
基準（国）



指導監督基準
不適合施設

○ ×

保育士
1/3以上

劣悪な施設
を排除する
ための基準

△ ×

保育士
1/3未満

× ×

保育士
ゼロ

<認可外施設>

ベビーシッター

公的補助

※ソフト: 保育従事者数、保育内容、健康診断等
ハード: 面積及び構造

認可保育所と認可外保育所の設置基準

項目	認可保育所(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)	認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準)
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・配置基準 (児童):(保育士) <ul style="list-style-type: none"> 0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 ※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり ※ただし、保育士は最低2名以上配置 ・保育士のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる保育時間11時間 ⇒最低基準に規定する数以上 ・11時間を超える時間帯 ⇒現に保育されている児童が1人である場合を除き、 常時2人以上の配置が必要 ・保育者の3分の1以上が保育士又は看護師資格が必要
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室の面積 1.65㎡以上/人 ・ほふく室の面積 3.3㎡以上/人 ・医務室、調理室、便所 ○2歳児以上 <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人 ・屋外遊戯場 3.3㎡以上/人 ・調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室 1.65㎡以上/人 ・調理室、便所
非常災害に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具、非常口の設置 ・定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具、非常口の設置 ・定期的な訓練の実施
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・養護及び教育を一体的に行うことを特性とし、その内容については保育所保育指針に従う。 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全な発育に必要な栄養量を含有 ・献立の作成 ○健康診断 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に準じて行う。 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容 ・献立の作成 ○健康診断

(注)認可外保育施設指導監督基準は、**劣悪な認可外保育施設**を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことが望ましい。

保育施設における死亡事故について（内閣府資料）

○施設別

平成 27 年から平成 29 年までの死亡件数 35 件について施設別に見ると、その他の認可外保育施設が最も多く 20 件、次いで認可保育所の 9 件、幼保連携型認定こども園は 2 件、家庭的保育事業、小規模保育事業、病児保育事業及び地方単独保育施設が各 1 件であった。

	H27	H28	H29	計	%
幼保連携型認定こども園	1		1	2	5.7%
認可保育所	2	5	2	9	25.7%
小規模保育事業	1			1	2.9%
家庭的保育事業		1		1	2.9%
病児保育事業			1	1	2.9%
地方単独保育施設	1			1	2.9%
その他の認可外保育施設	9	7	4	20	57.1%
計	14	13	8	35	100%

※その他の認可外保育施設は、企業主導型保育施設、地方単独保育施設以外の認可外保育施設。

<発生率>

認可外施設は認可施設の **14倍!**

※H29施設数ベース 認可施設 38,980施設(H29.4)、認可外施設 6,923施設(H28.3.31)

指導監査の実施状況（平成28年度）

東京都 **3%**（24/749）

兵庫県 38%（41/109）

※全国平均 71%

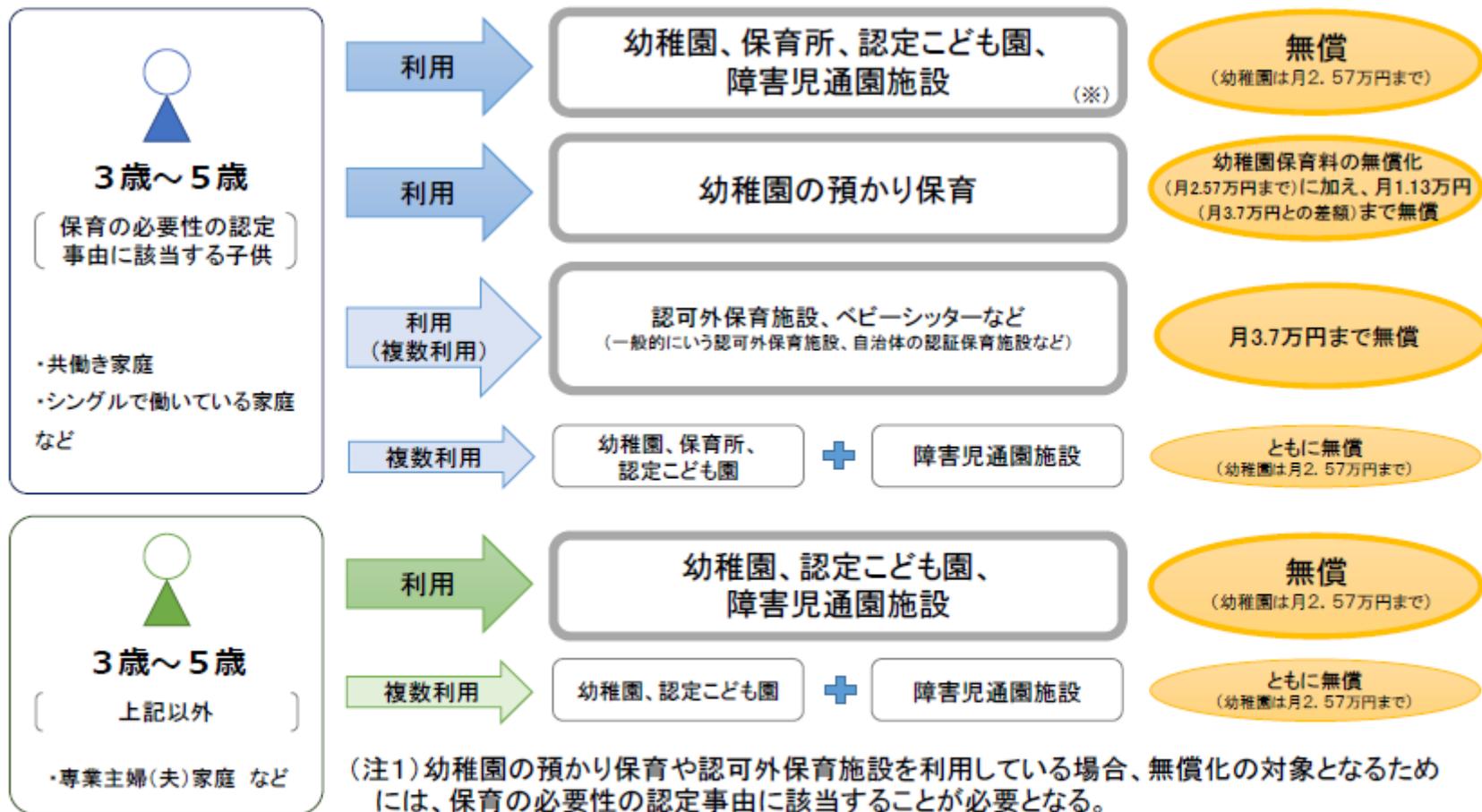
※うち指導監督基準適合 55%（2404/4338）



一般の市町村は、指導監督権限を持たず、責任を果たすことができない。

国の保育料無償化のスキーム

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4,2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。